

# 文化遺産保護国際貢献事業実施委託業務仕様書 (文化遺産国際協力拠点交流事業)

## 1. 趣旨

経済社会開発との調和のとれた文化遺産の保護・活用等、我が国が有する知識、技術、経験等を活かし、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上をはかるため、我が国の専門家等を海外の文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等の拠点（以下「拠点」という。）に派遣し、文化遺産の保存修復事業等を通じて、現地の専門家や若手研究者等の人材養成を行う。

## 2. 事業概要

日本国内の研究・教育機関が外国の機関と協力して文化遺産分野の人材養成事業を実施する。

## 3. 事業内容

対象国・地域の拠点となる機関との間で調査研究、専門家等の派遣、保存修復支援、ワークショップ等の開催等を通じ、有形又は無形の文化遺産分野における技術移転・人材養成を行う。

- ・流行病や紛争等の発生状況等を踏まえ、必要に応じて派遣や招聘等できない場合の代替案（例：オンライン研修等）を併せて計画すること。
- ・前年度に文化遺産国際協力拠点交流事業を受託している事業については、前年度までの活動実績及び成果を踏まえ、発展的な取組が行われるものであること。
- ・複数の事業の同時申請も可とする。

## 4. 委託内容

- (1) 文化遺産国際協力拠点交流事業の立案・実施・運営に関すること。
- (2) 文化遺産国際協力拠点交流事業の分析・報告・提案に関すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る詳細な報告書等の作成・提出に関すること。

## 5. 事業報告等

- ①文化庁に適宜報告するとともに、契約期間満了日までに委託業務成果報告書（以下「成果報告書」という。）を提出すること。
- ②成果報告書には、相手国の協力機関からの当該事業に対する所感等を付すこと。併せて、当該事業に関して相手国において報道等がなされている場合には、記事の写し等を添付し、現地語の場合は可能であれば簡単な和訳を添付すること。
- ③事業の成果については、文化遺産国際協力コンソーシアムの会議等において発表するとともに、同コンソーシアム及び受託者のホームページ等を通じて国内外に広く発信すること。
- ④本事業に参加した現地の専門家や研修生等を対象とした満足度のアンケートを実施すること（複数のワークショップ等を開催する場合はワークショ

ップごとに実施）。

- ⑤成果報告書は本仕様書及び「文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力拠点交流事業）委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従って作成すること。

## 6. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

## 7. 成果物

成果報告書・・・紙媒体5部、電磁的記録（電子データ）一式

※文化庁ウェブサイト等にて原則公開するため、著作権等の処理には十分留意すること。

※原則日本語で作成することとし、英語で作成する場合には、概要版を日本語で作成すること。

※理解しやすい写真、図表等を盛り込むこと。

## 8. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和7年3月31日

- (2) 納入場所 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室

文化財国際協力係

## 9. その他

- (1) 受託事業の運営・進捗・成果（提出した報告書の内容を含む）等について即時説明のできる体制を整えること。
- (2) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (3) 契約事務は、会計法等、国の予算執行にかかる諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (4) 仕様書に定めの無い事項がある場合、又は疑義が生じた場合には、「文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力拠点交流事業）委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。

以上

# 文化遺産保護国際貢献事業実施委託業務仕様書 (文化遺産国際協力コンソーシアム事業)

## 1. 趣旨

文化遺産国際協力に携わる様々な分野の専門家や諸機関が参加・連携して、文化遺産国際協力に関する情報収集や広報活動等に取り組んでいる「文化遺産国際協力コンソーシアム」の運営を行う。

## 2. 事業概要

次の業務を実施する。

- (1) 文化遺産国際協力コンソーシアム事務局の設置
- (2) 文化遺産国際協力コンソーシアムの運営
  - ①文化遺産国際協力コンソーシアムの会議の開催
  - ②文化遺産国際協力に関する調査等情報収集
  - ③文化遺産国際協力に関する情報発信
  - ④上記以外の文化遺産国際協力コンソーシアムに関する業務

## 3. 事業内容

- (1) 文化遺産国際協力コンソーシアム事務局の設置

文化遺産国際協力コンソーシアム事務局を設置し、文化遺産国際協力分野の知見を有する事務局長を置くとともに、文化遺産国際協力コンソーシアム事務局業務に従事する事務局員を置くこと。

- (2) 文化遺産国際協力コンソーシアムの運営

- ①文化遺産国際協力コンソーシアムの会議の開催

我が国の文化遺産国際協力の担い手である文部科学省、外務省、教育研究機関、独立行政法人及び民間団体等の連携・協力を促進し、ネットワークを活用した情報の収集・提供等を通じて、文化遺産国際協力を効果的に実施して行くため、広く関係機関等が参画できるよう調整を図り、年間を通じて計画的に、文化遺産国際協力コンソーシアムの総会、運営委員会及び分科会等を開催すること。

具体的には下記業務を行うこと。

一 会議開催のための日程調整、会議開催通知、資料の作成、場所及び必要機材等の確保、議事録作成等、会議に必要な業務全般を行うこと。  
二 議題の企画提案及び議論に必要な情報収集・分析を行い、必要に応じて文化庁と事前に協議すること。

一 議事録案は、原則として会議後 10 営業日以内に文化庁に提出すること。

- ②文化遺産国際協力に関する調査等情報収集

他国の文化遺産国際協力に関する政策情報や我が国の文化遺産国際協力の全体像等、我が国が文化遺産国際協力を推進していく上で必要な情報を調査・収集すること。

具体的には下記業務を行うこと。

- 一他国の文化遺産国際協力に関する政策情報や協力相手国における文化遺産保護の現状等、我が国の文化遺産国際協力の在り方を検討していく上で有益な情報に関する調査を実施すること。
  - 一我が国が実施している文化遺産国際協力に関する情報を収集すること。
  - 一文化遺産国際協力プロジェクトに関する基礎情報データベースの掲載基準を改定し、改定後の基準により掲載情報を収集すること。
  - 一世界遺産委員会等における文化遺産保護をめぐる国際的な動向に関する情報を収集すること。
  - 一文化財不法輸出入等を防止するため、インターネット等を通じた情報収集を行うこと。
- ※流行病や紛争等の発生状況等を踏まえ、必要に応じて渡航できない場合の代替案を併せて計画すること。

### ③文化遺産国際協力に関する情報発信

関係機関等へ情報共有を行い、文化遺産国際協力に関するハブ拠点としての役割を担うこと。

また、文化遺産国際協力の重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、諸外国にも我が国の貢献について認識と理解が深まるようになります。

具体的には下記業務を行うこと。

- 一②の調査等情報収集の結果を整理し、報告書等にまとめること。まとめたものを文化遺産国際協力コンソーシアムのウェブサイトやデータベースに掲載するとともに、シンポジウム・研究会の開催等を通して関係機関等に広く提供すること。また、文化庁からの指示により、各国における我が国の文化遺産国際協力の状況について調査し、簡単な資料にまとめること。
- 一文化遺産国際協力への国内外の理解を深めるとともに、文化遺産国際協力コンソーシアムの知名度向上と会員数の増加等に資するよう、文化遺産国際協力コンソーシアムのウェブサイトや X（旧 Twitter）等の SNS を活用し、積極的に国内外へ広報・情報発信を行うこと。
- 一文化遺産国際協力に関する専門家にも益するようなテーマの研究会（参加者 100 名程度の規模）及び文化遺産国際協力の重要性に関する一般国民の理解促進に資するシンポジウム（参加者 300 名以上の規模）の実施業務全般を行うこと。企画にあたっては、②の調査等情報収集の結果や過去の実施状況・アンケート結果の分析等検討に際して必要な情報をコンソーシアムの関係委員等に提供するとともに、関係者間の意見調整を行うこと。また、実施に際しては、事前に予稿集を作成するとともに、開催後は速やかに報告書を作成し、関係者に配布すること。報告書の様式・配布先については文化庁と協議のうえ決定すること。
- 一文化遺産国際協力コンソーシアムのウェブサイト並びにデータベース

等を管理し、必要な更新を行うとともに、閲覧数等の利用状況を分析し、より効果的な運営に努めること。

一文化遺産国際協力コンソーシアムのウェブサイトにおいて文化遺産国際協力に関する記事（例：文化遺産国際協力に携わる者のインタビュー等）を年間3本以上掲載すること。

一文化遺産国際協力コンソーシアムのパンフレットを作成・配布すること。

一我が国の文化遺産国際協力に関する小冊子を作成・配布すること。

④上記以外の文化遺産国際協力コンソーシアムに関する業務

一独立行政法人国際協力機構や独立行政法人国際交流基金、民間財団等の文化遺産国際協力に資する事業について情報を収集し、文化遺産国際協力コンソーシアムとの協力関係を構築すること。

一文化遺産国際協力コンソーシアムの名義で行う後援名義等の事務に関すること。

一その他、必要な業務を実施すること。

#### 4. 委託内容

- (1) 文化遺産国際協力コンソーシアム事業の立案・実施・運営に関すること。
- (2) 文化遺産国際協力コンソーシアム事業の分析・報告・提案に関すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る詳細な報告書等の作成・提出に関すること。

#### 5. 事業報告

- (1) 国が実施する施策等との調整等の観点から、文化庁に隨時報告するとともに、契約期間満了日までに委託業務成果報告書（以下「成果報告書」という。）を提出すること。
- (2) 成果報告書は本仕様書及び「文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力コンソーシアム）委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従って作成すること。
- (3) 当該事業に関して報道等がなされている場合には、成果報告書に記事の写し等を添付すること。海外において報道等がなされている場合には、可能な限り簡単な和訳を添付すること。

#### 6. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

#### 7. 成果物

成果報告書・・・紙媒体5部、電磁的記録（電子データ）一式

※文化庁ウェブサイト等にて原則公開するため、著作権等の処理には十分留意すること。

- ※原則日本語で作成することとし、英語で作成する場合には、概要版を日本語で作成すること。
- ※理解しやすい写真、図表等を盛り込むこと。

## 8. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和7年3月31日
- (2) 納入場所 〒100-8959  
東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室  
文化財国際協力係

## 9. その他

- (1) 文化遺産国際協力コンソーシアム事業の運営・進捗・成果（提出した報告書の内容を含む）等について即時説明ができるとともに、文化庁と緊密に連絡をとり事業を実施することができる体制を整えること。また、その前提として、文化遺産国際協力コンソーシアム内において執行部との円滑な連絡体制を整えること。
- (2) 本事業の実施にあたり発生した成果物等が、原則として文化庁に帰属することに留意し、文化遺産国際協力コンソーシアムの運営が円滑に行われるよう、前年度及び後年度の受託者との間で連携・協力をを行うこと。
- (3) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (4) 契約事務は、会計法等、国の予算執行にかかる諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (5) 仕様書に定めの無い事項がある場合、または疑義が生じた場合には、「文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力コンソーシアム）委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。

以上

# 文化遺産保護国際貢献事業実施委託業務仕様書 (無形文化遺産保護パートナーシッププログラム)

## 1. 趣旨

アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護強化を図るため、無形文化遺産の保護のための手段としての調査研究及び調査研究についての国際会議等を実施する。

## 2. 事業概要

アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護強化を図るため、ユネスコ並びに中国及び韓国に所在するユネスコ・カテゴリー2センターと連携し、国内及びアジア太平洋地域の研究機関、地方自治体等との協力の下、無形文化遺産の保護の実践及び方法に関する調査研究及び成果の情報発信を実施する。

また、アジア太平洋地域の行政官・専門家等の参加による、無形文化遺産を保護するための調査研究の役割及び実践方法に関する国際会議等を開催する。

## 3. 事業内容

### (1) 無形文化遺産の保護に係るネットワークの構築

国内外の行政機関、研究機関、地方公共団体等と無形文化遺産に関するネットワークを構築し、また、中国・韓国のユネスコ・カテゴリー2センター及びユネスコと連携を図ること。

### (2) 国際会議の開催

アジア太平洋地域の行政官・専門家等が参加し、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する調査研究活動の現状について情報交換をするとともに、課題について議論する国際会議・ワークショップ等を開催し、終了後、会議内容等について速やかに報告書にまとめ、関係者に配布すること。報告書の様式・配布先については文化庁と協議のうえ決定すること。

### (3) アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に関する調査研究

国内及びアジア太平洋地域の研究機関、地方自治体等との協力の下、無形文化遺産の保護の実践及び方法に関する調査研究として、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に係る研究、専門家及び専門機関の情報を収集、分析すること。また、それらの結果を整理し、報告書にまとめるとともに、データベース化し、ウェブサイト等を活用してアジア太平洋地域の関係機関、専門家等に対して提供すること。

※流行病や紛争等の発生状況等を踏まえ、必要に応じて派遣や招聘等できない場合の代替案を併せて計画すること。

## 4. 委託内容

### (1) 無形文化遺産保護パートナーシッププログラムの立案・実施・運営

に関すること。

- (2) 無形文化遺産保護パートナーシッププログラムに係る分析・報告・提案に関すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る詳細な報告書等の作成・提出に関すること。

## 5. 事業報告

- ①国が実施する施策等との調整の観点から、事業の進捗について文化庁に隨時報告すること。特に、情報収集のために行った会議参加や関係者との打合せ等により得られた今後の事業実施に資する内容等については、整理の上、文化庁に速やかに報告すること。
- ②契約期間満了日までに委託業務成果報告書（以下「成果報告書」という。）を提出すること。また、データベースについても利用実績等を成果報告書にまとめること。
- ③成果報告書は本仕様書及び「文化遺産保護国際貢献事業（無形文化遺産保護パートナーシッププログラム）委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従って作成すること。
- ④文化遺産国際協力コンソーシアムにおいて、事業の成果を発表するとともに、各種媒体を通じて国内外に広く発信すること。当該事業に関して報道等がなされている場合には、成果報告書に記事の写し等を添付すること。海外において報道等がなされている場合には、可能な限り簡単な和訳を添付すること。

## 6. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

## 7. 成果物

成果報告書・・・紙媒体5部、電磁的記録（電子データ）一式

※文化庁ウェブサイト等にて原則公開するため、著作権等の処理には十分留意すること。

※本委託事業で行った3.(1)～(3)の活動について記載すること。

※原則日本語で作成することとし、英語で作成する場合には、概要版を日本語で作成すること。

※理解しやすい写真、図表等を盛り込むこと。

## 8. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和7年3月31日
- (2) 納入場所 〒100-8959  
東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室  
文化財国際協力係

9. その他

- (1) 無形文化遺産保護パートナーシッププログラムの運営・進捗・成果(提出した報告書の内容を含む)等について即時説明のできる体制を整えること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、個々の取組がアジア太平洋地域における無形文化遺産の保護強化に具体的に寄与するよう留意すること。
- (3) 本事業の実施にあたり発生した成果物等が、原則として文化庁に帰属することに留意し、事業実施が円滑に進むよう、前年度及び後年度の受託者との間で連携・協力をを行うこと。
- (4) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (5) 契約事務は、会計法等、国の予算執行にかかる諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (6) 仕様書に定めの無い事項がある場合、または疑義が生じた場合には、「文化遺産保護国際貢献事業（無形文化遺産保護パートナーシッププログラム）委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。

以上